

6 障がい者雇用

7割が障がい者向けの仕事の把握を雇用上の課題と認識——厚労省調査

厚生労働省は先ごろ、「平成30年度障害者雇用実態調査」の結果を取りまとめた。それによると、障がい者向けの仕事の把握を雇用上の課題と認識する割合が、7割に上ることが明らかとなった。

調査は、民営事業所での障がい者の雇用の実態を把握し、今後の障がい者の雇用施策の検討や立案に役立てることを目的に、5年ごとに実施している。今回は身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に加えて、初めて発達障がい者についても調査を行った。対象は、常用労働者5人以上を雇用する民営事業所から無作為抽出した約9,200事業所。回収数は6,181事業所（回収率67.2%）だった。

働く障がい者は82万人に

5人以上の民営事業所に雇用されている障がい者数（推計、以下同）は82万1,000人。障がい種別に見ると、身体障がい者が42万3,000人、知的障がい者が18万9,000人、精神障がい者が20万人、発達障がい者が3万9,000人となった。

産業別に見ると、身体障がい者は、「卸売業、小売業」（23.1%）で最も多く雇用されており、次いで「製造業」（19.9%）、「医療、福祉」（16.3%）となっている。知的障がい者では、「製造業」（25.9%）、「卸売業、小売業」（23.7%）、「医療、福祉」（21.9%）の順となる。精神障がい者では、「卸売業、小売業」（53.9%）が半数を占め、以下、「医療、福祉」（17.6%）、「サー

ビス業」（9.4%）が続く。発達障がい者では、「卸売業、小売業」（53.8%）が半数を占め、以下、「サービス業」（15.3%）、「医療、福祉」（11.6%）が続く。

職業別に見ると、身体障がい者は、「事務的職業」（32.7%）が最も多く、次いで「生産工程の職業」（20.4%）、「専門的、技術的職業」（13.4%）となっている。知的障がい者は「生産工程の職業」（37.8%）、「サービスの職業」（22.4%）、「運搬・清掃・包装等の職業」（16.3%）が上位にあがる。精神障がい者は「サービスの職業」（30.6%）、「事務的職業」（25.0%）、「販売の職業」（19.2%）の順。発達障がい者は「販売の職業」（39.1%）、「事務的職業」（29.2%）、「専門的、技術的職業」（12.0%）の順となる。

週30時間未満で働く割合は精神障がい者が最多

雇用形態で見ると、正社員（無期契約正社員と有期契約正社員の合計）の割合は、身体障がい者が52.5%、知的障がい者が19.8%、精神障がい者が25.5%、発達障がい者が22.7%と

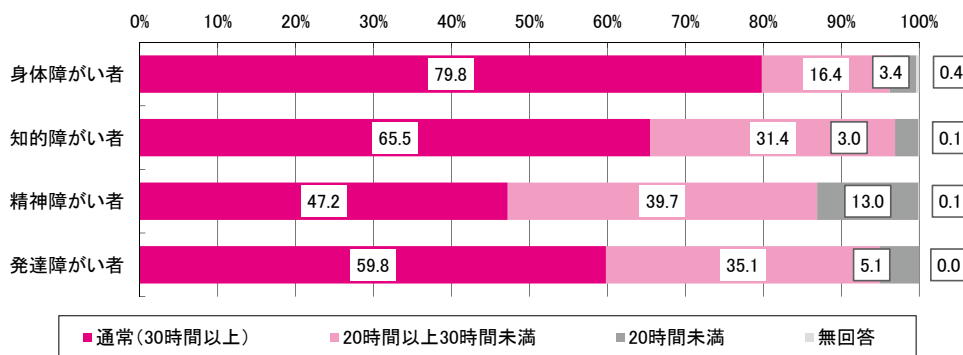
なる。

労働時間で見ると（図1）、週30時間以上の割合は、身体障がい者が79.8%、知的障がい者が65.5%、精神障がい者が47.2%、発達障がい者が59.8%となり、障がい種別にかかわらず、多数派となる。週20時間以上30時間未満の割合は、身体障がい者が16.4%、知的障がい者が31.4%、精神障がい者が39.7%、発達障がい者が35.1%となる。週20時間未満は身体障がい者が3.4%、知的障がい者が3.0%、精神障がい者が13.0%、発達障がい者が5.1%となる。週30時間未満の割合は、精神障がい者が最も多い。

働く障がい者の半数以上が時給制

賃金（2018年5月分、超過勤務手当含む）については（図2）、身体障がい者は平均で21万5,000円となり、それを週所定労働時間別に見ると、30時間以上は24万8,000円、20時間以上30時間未満は8万6,000円、20時間未満は6万7,000円となっている。賃金の支払形態は、月給制（58.6%）、日給制（4.6%）、時給制（34.0%）

図1 障がい種別週所定労働時間の割合



資料出所：厚生労働省「平成30年度障害者雇用実態調査」を基に編集部作成

となる。

知的障がい者は平均で11万7,000円となり、30時間以上は13万7,000円、20時間以上30時間未満は8万2,000円、20時間未満は5万1,000円となっている。賃金の支払形態は、月給制(19.9%)、日給制(6.0%)、時給制(73.8%)となる。

精神障がい者は平均で12万5,000円となり、30時間以上は18万9,000円、20時間以上30時間未満は7万4,000円、20時間未満は5万1,000円となっている。賃金の支払形態は月給制(28.6%)、日給制(2.3%)、時給制(68.9%)となる。

発達障がい者は平均で12万7,000円となり、30時間以上が16万4,000円、20時間以上30時間未満が7万6,000円、20時間未満が4万8,000円となっている。賃金の支払形態は、月給制(27.2%)、日給制(1.0%)、時給制(71.8%)となる。

仕事の把握やイメージ・ノウハウの確立が課題

障がい者を雇用する際の課題(複数回答、以下同)については、身体障がい者では、「会社内に適当な仕事があるか」(71.3%)が最も多く、次いで「障害者を雇用するイメージやノウハウがない」(45.6%)、「職場の安全面の配慮が適切にできるか」(40.9%)となっている。知的障がい者では、「会社内に適当な仕事があるか」(74.4%)、「障害者を雇用するイメージやノウハウがない」(51.0%)、「採用時に適性、能力を十分把握できるか」(38.8%)が上位にあがる。精神障がい者では「会社内に適当な仕事があるか」(70.2%)、「障害者を雇用するイメージや

ノウハウがない」(49.7%)、「従業員が障害特性について理解することができるか」(37.4%)の順となる。発達障がい者では「会社内に適当な仕事があるか」(75.3%)、「障害者を雇用するイメージやノウハウがない」(52.9%)、「採用時に適性、能力を十分把握できるか」(39.6%)の順となる。

雇用管理や勤務時間の配慮が上位

一方、雇用している障がい者への配慮については、身体障がい者は「通院・服薬管理等雇用管理上の配慮」(51.9%)、「短時間勤務等勤務時間の配慮」(51.8%)が上位に並び、「能力が発揮できる仕事への配置」(43.1%)と続く。知的障がい者は「短時間勤務等勤務時間の配慮」(57.6%)、「工程の単純化等職務内容の配慮」(52.4%)、「業務実施方法についてのわかりやすい指示」(44.2%)の順となる。精神障がい者は「短時間勤務等勤務時間の配慮」(70.8%)が最多で、以下、「通院・服薬管理等雇用管理上の配慮」(52.4%)「休暇を取得しやすくする、勤務中の休憩を認める等休養への配慮」(50.5%)と続く。発達障がい者は「短時間勤務等勤務時間の配慮」(76.8%)が最多で、以下、「通

院・服薬管理等雇用管理上の配慮」(53.2%)、「配置転換等人事管理面についての配慮」(52.5%)と続く。

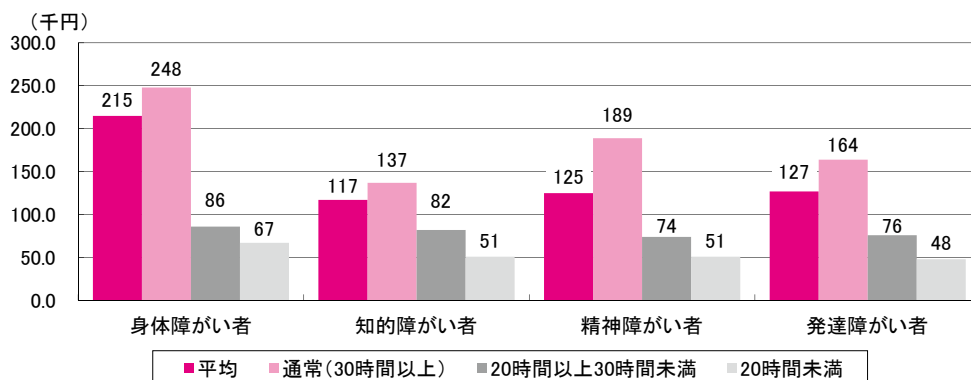
助成制度や外部機関の支援が必要に

障がい者を雇用するうえで、関係機関(公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の外部機関)に期待する取り組みとしては、身体障がい者は「障害者雇用支援設備・施設・機器の設置のための助成・援助」(56.0%)が最も多く、知的障がい者、精神障がい者および発達障がい者については、「具体的な労働条件、職務内容、環境整備などが相談できる窓口の設置」が最も多くなった(知的障がい者では46.7%、精神障がい者では46.6%、発達障がい者では48.6%)。

一方、障がい者雇用を促進するために必要な施策としては、身体障がい者については、「雇入れの際の助成制度の充実」(58.3%)が最も多くなり、知的障がい者、精神障がい者および発達障がい者については、「外部の支援機関の助言・援助などの支援」が最も多くなった(知的障がい者では62.3%、精神障がい者では64.2%、発達障がい者では65.8%)。

(調査部)

図2 障がい種別に見た週所定労働時間別平均賃金



資料出所:厚生労働省「平成30年度障害者雇用実態調査」を基に編集部作成